

業務及び財産の状況に関する説明書類

第4期 2023年1月1日から2023年12月31日まで

2024年2月29日作成

監査法人名 ESネクスト有限責任監査法人

所在地 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
大手町野村ビル9階

代表者 鈴木 真一郎

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1)目的

- ①財務書類の監査又は証明の業務
- ②財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- ③公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2)沿革

2020年7月1日	設立
2020年9月28日	準登録事務所
2022年2月21日	有限責任監査法人に移行し、法人名称をESネクスト監査法人からESネクスト有限責任監査法人に変更
2022年3月28日	上場会社監査事務所
2023年10月31日	2022年5月に交付された「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」に規定された新制度の上場会社等監査人登録制度による上場会社監査事務所名簿への登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1)業務概要

監査証明業務における当期末現在の被監査会社数133社（前期比25社増加）、監査証明業務に係る当期収入は1,624,772千円（前期比539,784千円増加）となりました。

また、当法人は非監査証明業務として、制度調査及び財務調査等を行っております。非監査証明業務の対象会社数は52社（前期比22社減少）、非監査証明業務に係る当期収入は98,590千円（前期比14,920千円減少）となりました。

上記の結果、監査証明業務と非監査証明業務を合わせた当期の業務収入総額は、1,723,362千円（前期比524,864千円増加）となりました。

なお、当期末における被監査会社の契約種類別の会社数及び当期中の非監査証明業務対象会社数、ならびにそれぞれの大会社数等の数は、下記(3)及び(4)に記載のとおりです。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2023年12月31日現在（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	5社	5社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	6社	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	123社	—
⑦ その他の任意監査	—	—
計	134社	5社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社数
大会社等	1社
その他の会社等	52社
計	52社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営会議は、理事長と理事で構成される会議体で、経営の重要事項について協議し、法人業務の具体的な意思決定及び法人の業務執行を担う機関であり、法人の経営方針の決定と諸施策のマネジメントを行っています。パートナー全体会議（社員総会）とは、全社員で構成される法人の最高の意思決定機関で、法令定款等に定められている事項、規定等

の改廃等の重要な業務事項を決定しております。

理事の職務遂行等を監督する目的で監事を置いています。そして、監査法人のガバナンスコードに従い、社外ガバナンス委員による経営評議会を設置しております。

また、当法人、各社員及び監査実施者は、定期的に独立性の確認を行うとともに、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切に監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規締結・更新、監査計画の策定、監査業務の実施、監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理システムを適切に整備し運用を行っております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、監査品質に責任を持つ監査監理担当理事と意見審査を含む会計上の判断に責任を持つ会計監理担当理事を置いて、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、理事長が当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負う。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動等の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めるとともに、当法人の全構成員の遵守を義務付けるとともに、法人内研修等により周知徹底を行っている。

(2) 独立性

当法人の全構成員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎期定期的かつ必要に応じ、独立性の保持のための方針及び手続に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めている。

確認書を入手した結果、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観が識別された場合には、パートナー全体会議に迅速に報告し討議することとしている。

(3) 業務執行社員等のローテーション

大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務について、その主要な担当者(業務執行社員、審査パートナー等)に対して、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けている。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

新規に監査契約を締結する場合は、当法人の監査実施体制及び契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等についての検討結果をパートナー全体会議に報告し、契約締結に関する承認を得ている。

監査契約を更新する場合は、事前にパートナー全体会議に当法人の監査実施体制及び契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等について報告し、契約更新に関する承認を

得ることとしているが、業務執行社員及び審査パートナーが、契約更新につき特にリスクがないと判断した場合は、パートナー全体会議にその旨を報告すれば足りることとしている。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員を採用する場合には、実務経験年数・関与履歴などの情報を十分に考慮して決定している。

教育・訓練については、専門要員の能力及び適性を高めるため、法人全体研修、職階別研修、新人研修、パートナー監査品質研修、そして、適時に必要な研修会を開催し、そして法人が指定する必須研修も受講し、継続的専門研修制度の完全履修を義務付けている。また、業務執行社員は監査現場において、専門要員の指導に注力することとしている。

専門要員の評価については、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理(独立性を含む。)を遵守することを正当に評価することとしている。

専門要員の選任については、業務執行社員はその職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保することができる者を、それぞれの監査業務に選任することとしている。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

我が国における監査基準等、日本公認会計士協会から公表されている監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、その他研究報告等を参考に、監査業務の実施に関する方針及び手続を定め実施している。また、監査品質を合理的に保つために必要と判断した事項については、法人内研修等により全構成員に周知徹底している。

(2) 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要事項に直面した場合には、業務執行社員は、他の実施者とも討議して検討したうえで、当該事項を審査パートナーに事前に相談を行うこととしている。必要な場合には、当法人内外の専門的知識及び経験を有する者への問い合わせを行い、入手した見解を検討し、法人の意見を決定している。

(3) 審査の方針及び手続

当法人のすべての監査業務について審査パートナーによる審査を受審するものとしている。審査については、パートナー全体会議において関与先毎に、審査対象会社の監査業務に従事せず、かつ、業務執行社員と同程度以上の専門的能力と実務経験を有する社員を審査パートナーに選任し、監査計画及び監査意見形成に係る問題点の有無並びに監査意見の形成について、業務執行社員との討議及び裏付けとなる監査調書の検討並びに財務諸表とその監査報告書の検討により審査を実施している。

決算に及ぼす影響が大きく、慎重な判断を必要とする事項等がある場合は、合議制により上級審査を実施している。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じる虞のある事項を認識した場合には、適時に、業務執行社員は審査パートナーに事前に相談を行い、審査パートナーと監査上の判断の相違が生じないように努めるが、それでも業務執行社員と審査パートナーとの間の監査上の判断の相違が解消できないときには、上級審査会で審議し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じることとしている。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査法人調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めている。監査ファイルは監査報告書ごとにまとめ、最終的な整理を完了する期限について監査報告書日を基準に定めている。また、監査調書については、電子監査調書とし、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を確保することとしている。監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書を他に示さないこととしている。

6.品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために品質管理のシステムの監視を行っている。品質管理システムの監視は監査事務所としての品質管理システムが適切に整備され、有効に運用されていることを日々継続的に監視する「日常的監視」と所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査が実施されているか否かを検討する「定期的な検証」から構成されている。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、識別した不備の影響を評価し、不備に対する適切な是正措置を伝達するための方針及び手続を定めることとしている。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人の内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申し立てに関する方針及び手続を定め、不服と疑義の申し立てを受ける責任者を設定している。

7.監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に関しては、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠し、当法人が後任監査人となる場合及び前任監査人となる場合の双方において、不正リスクへの対応を含めた引継に関する方針及び手続を制定し実施している。また、品質管理担当責任者は、監査人の交代による監査業務の引継に関して、当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめている。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員はすべて公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月（注：レビュー報告書交付年月を記載する）

2022年3月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当監査法人において、業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置について、理事長が当該措置が適正であることについて確認しています。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 提携上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

ネットワークファームとしての外国監査事務所等との業務上の提携については該当事項ありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

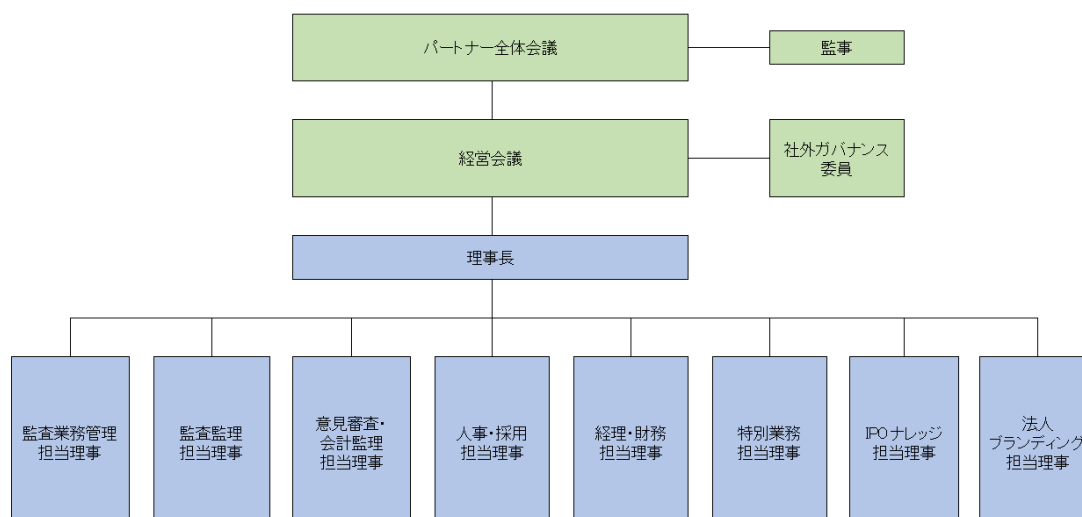
公認会計士	特定社員	合計
29人	一人	29人

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
パートナー全体会議	法人の重要な事項に関する意思決定	29人	一人	29人
経営会議	法人の経営に関する情報共有、日常的事項に関する意思決定	9人	一人	9人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
東京事務所	東京都千代田区 大手町二丁目1番1号 大手町 野村ビル9階	29人	一人	29人	17人
		29	—	29	17

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第4年度 2023年1月1日～ 2023年12月31日	第3年度 2022年1月1日～ 2022年12月31日
売上高		
監査証明業務	1,624,772	1,084,988
非監査証明業務	98,590	113,510
合 計	1,723,362	1,198,498

2. 直近の二会計年度の計算書類

※ 添付を参照

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

※ 添付を参照

4. 供託金の額

(単位：千円)

公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	58,000
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	29,000
保証委託契約の契約金額	—
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額（1事故/期間中）	1,000,000/2,000,000

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

契約の相手方	保険の種類	契約年月日	保険金の額（てん補限度額）（1事故/期間中）
東京海上日動火災 保険株式会社	公認会計士職業賠償責任保険	2023年8月27日	1事故 1,000百万円 保険期間中 2,000百万円

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社ハピネス・アンド・デイ

ジョルダン株式会社

株式会社サイバーセキュリティクラウド

株式会社アピリッツ

バリュークリエーション株式会社

計算書類 (第3期)

自 2022年 1月 1日

至 2022年 12月 31日

ES ネット有限責任監査法人

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	203,098	流 動 負 債	227,518
現金及び預金	178,427	一年内返済予定長期借入金	53,096
業務未収入金	2,464	未払金	37,642
前払費用	22,205	未払法人税等	1,036
その他流動資産	1	未払消費税等	75,583
固 定 資 産	218,825	前受金	8,861
有形固定資産	100,870	預り金	39,428
建物附属設備	52,105	その他の流動負債	11,869
器具備品	48,765	固 定 負 債	131,615
投資その他の資産	117,955	長期借入金	131,615
敷金及び保証金	94,955	負 債 合 計	359,134
供託金	19,000	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	73	社 員 資 本	62,789
その他の投資等	3,926	資本金	24,000
		資本剰余金	48,000
		資本準備金	48,000
		利益剰余金	△9,210
		その他利益剰余金	△9,210
		繰越利益剰余金	△9,210
		純 資 産 合 計	62,789
資 産 合 計	421,924	負 債 純 資 産 合 計	421,924

損益計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
業 務 収 入		1,198,498
業 務 費 用		1,189,509
営 業 利 益		8,988
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他 営 業 外 収 益	357	358
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	514	514
経 常 利 益		8,831
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,608	5,608
税 引 前 当 期 純 利 益		3,223
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,036
法 人 税 等 調 整 額		1,504
当 期 純 利 益		682

社員資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	社員資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		社員 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	7,000	42,000	42,000	△9,893	△9,893	39,106	39,106
当 期 変 動 額							
社員出資金増加	17,000	6,000	6,000	-	-	23,000	23,000
当 期 純 利 益	-	-	-	682	682	682	682
当 期 変 動 額 合 計	17,000	6,000	6,000	682	682	23,682	23,682
当 期 末 残 高	24,000	48,000	48,000	△9,210	△9,210	62,789	62,789

注記表

当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

ただし、建物附属設備は定額法を採用している。

(2) 収益及び費用の計上基準

業務収入の計上基準

業務収入は、監査業務及び非監査業務の提供による収入であり、顧客との契約に基づいて、業務を提供する履行義務を負っている。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

この結果、当会計年度の業務収入、業務費用に与える影響はない。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響もない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。

これによる計算書類への影響はない。

3. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次の通りである。

繰延税金資産 73 千円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,341 千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 業務収入の内訳

監査業務収入 1,084,988 千円

非監査業務収入 113,510 千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払事業税である。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取り組み方針として、余剰資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い預金としている。また、デリバティブ取引は行っていない。

業務未収入金については、信用リスクにさらされているものの、当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。

未払金及び預り金は、全て1年内の支払期日である。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、「現金及び預金」「業務未収入金」「未払金」「預り金」については、現金であること及び短期間で決済され、時価は帳簿価格に近似することから注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 敷金及び保証金	94,955	94,873	△81
② 借入金	184,711	183,974	△737

(注) 金融商品の時価の算出方法

① 敷金及び保証金

敷金及び保証金を、国債の利回りの利率で割り引いた現在価値によっている。

② 借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっている。

8. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の作成にあたり、金額は千円未満を切り捨てて表示している。

附属明細書

1. 有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物附属設備	-	54,502	-	2,397	52,105	2,397	54,502
	器具備品	9,002	64,656	7,600	17,293	48,765	22,944	71,709
	計	9,002	119,159	7,600	19,690	100,870	25,341	126,221

2. 引当金の明細

該当事項なし

3. 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	当会計年度	
	自 2022年1月1日	至 2022年12月31日
人件費		
報酬給与	779,479	
法定福利費	56,392	
福利厚生費	5,051	
業務委託費	132,308	973,232
人材開発費		
研修費	7,782	
採用費	19,881	27,664
I T 及び通信費		
通信費	28,522	
外注費	13,405	
減価償却費	8,420	50,347
設備関連費用		
地代家賃	63,671	
水道光熱費	1,483	
消耗品費	3,185	
減価償却費	11,270	79,611
その他の費用		
支払報酬	25,129	
旅費交通費	8,402	
諸会費	4,716	
その他	20,406	58,653
合計		1,189,509

計算書類 (第4期)

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月 31日

ES ネット有限責任監査法人

貸借対照表

(単位：千円)

科目	前会計年度 (2022年12月31日)	当会計年度 (2023年12月31日)	科目	前会計年度 (2022年12月31日)	当会計年度 (2023年12月31日)
【資産の部】			【負債の部】		
流動資産	203,098	346,211	流動負債	227,518	296,467
現金及び預金	178,427	312,090	一年内返済予定長期借入金	53,096	65,694
業務未収入金	2,464	-	未払金	37,642	60,857
前払費用	22,205	33,422	未払法人税等	1,036	5,155
その他流動資産	1	699	未払消費税等	75,583	62,355
固定資産	218,825	219,733	前受金	8,861	35,737
有形固定資産	100,870	84,681	預り金	39,428	43,835
建物附属設備	52,105	48,448	その他の流動負債	11,869	22,831
器具備品	48,765	36,232	固定負債	131,615	185,083
投資その他の資産	117,955	135,052	長期借入金	131,615	185,083
敷金及び保証金	94,955	103,926	負債合計	359,134	481,551
供託金	19,000	29,000	【純資産の部】		
繰延税金資産	73	1,131	社員資本	62,789	84,393
その他の投資等	3,926	995	資本金	24,000	29,000
			資本剰余金	48,000	58,000
			資本準備金	48,000	58,000
			利益剰余金	△9,210	△2,606
			その他利益剰余金	△9,210	△2,606
			繰越利益剰余金	△9,210	△2,606
			純資産合計	62,789	84,393
資産合計	421,924	565,945	負債純資産合計	421,924	565,945

損 益 計 算 書

(単位：千円)

科目	前会計年度 (2022年1月1日から2022年12月31日)	当会計年度 (2023年1月1日から2023年12月31日)
業務収入	1,198,498	1,723,362
業務費用	1,189,509	1,707,733
営業利益	8,988	15,628
営業外収益		
受取利息	0	0
その他営業外収益	357	2
営業外費用		
支払利息	514	1,907
その他営業外費用	-	18
経常利益	8,831	13,705
特別損失		
固定資産除売却損	5,608	2,466
税引前当期純利益	3,223	11,238
法人税、住民税及び事業税	1,036	5,691
法人税等調整額	1,504	△1,057
当期純利益	682	6,604

社員資本等変動計算書

前会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	社員資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		社員 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	7,000	42,000	42,000	△9,893	△9,893	39,106	39,106
当期変動額							
社員出資金増加	17,000	6,000	6,000	-	-	23,000	23,000
当期純利益	-	-	-	682	682	682	682
当期変動額合計	17,000	6,000	6,000	682	682	23,682	23,682
当期末残高	24,000	48,000	48,000	△9,210	△9,210	62,789	62,789

当会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

（単位：千円）

	社員資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		社員 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	24,000	48,000	48,000	△9,210	△9,210	62,789	62,789
当期変動額							
社員出資金増加	5,000	10,000	10,000	-	-	15,000	15,000
当期純利益	-	-	-	6,604	6,604	6,604	6,604
当期変動額合計	5,000	10,000	10,000	6,604	6,604	21,604	21,604
当期末残高	29,000	58,000	58,000	△2,606	△2,606	84,393	84,393

注記表

前会計年度金額 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)	当会計年度金額 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)
<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法 ただし、建物附属設備は定額法を採用している。</p> <p>(2) 収益及び費用の計上基準 業務収入の計上基準 業務収入は、監査業務及び非監査業務の提供による収入であり、顧客との契約に基づいて、業務を提供する履行義務を負っている。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。</p> <p>2. 会計方針の変更 (収益認識に関する会計基準の適用) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとした。 この結果、当会計年度の業務収入、業務費用に与える影響はない。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響もない。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準等の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。 これによる計算書類への影響はない。</p> <p>3. 重要な会計上の見積り 会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次の通りである。 繰延税金資産 73千円</p> <p>4. 貸借対照表に関する注記 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,341千円</p>	<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 固定資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(2) 収益及び費用の計上基準 同左</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>2. 重要な会計上の見積り 会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次の通りである。 繰延税金資産 1,131千円</p> <p>3. 貸借対照表に関する注記 (ア) 有形固定資産の減価償却累計額 51,762千円</p>

<p>5. 損益計算書に関する注記</p> <p>(1) 業務収入の内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>監査業務収入</td> <td style="text-align: right;">1,084,988 千円</td> </tr> <tr> <td>非監査業務収入</td> <td style="text-align: right;">113,510 千円</td> </tr> </table> <p>6. 税効果会計に関する注記</p> <p>繰延税金資産の主な発生原因は、未払事業税である。</p> <p>7. 金融商品に関する注記</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>金融商品に対する取り組み方針として、余剰資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い預金としている。また、デリバティブ取引は行っていない。</p> <p>業務未収入金については、信用リスクにさらされているものの、当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。</p> <p>未払金及び預り金は、全て1年内の支払期日である。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、「現金及び預金」「業務未収入金」「未払金」「預り金」については、現金であること及び短期間で決済され、時価は帳簿価格に近似することから注記を省略している。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">94,955</td> <td style="text-align: right;">94,873</td> <td style="text-align: right;">△81</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">184,711</td> <td style="text-align: right;">183,974</td> <td style="text-align: right;">△737</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算出方法</p> <p>① 敷金及び保証金 敷金及び保証金を、国債の利回りの利率で割り引いた現在価値によっている。</p> <p>② 借入金 元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっている。</p> <p>8. その他の注記</p> <p>貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の作成にあたり、金額は千円未満を切り捨てて表示している。</p>	監査業務収入	1,084,988 千円	非監査業務収入	113,510 千円		貸借対照表計上額	時価	差額	敷金及び保証金	94,955	94,873	△81	借入金	184,711	183,974	△737	<p>4. 損益計算書に関する注記</p> <p>(ア) 業務収入の内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>監査業務収入</td> <td style="text-align: right;">1,624,772 千円</td> </tr> <tr> <td>非監査業務収入</td> <td style="text-align: right;">98,590 千円</td> </tr> </table> <p>5. 税効果会計に関する注記</p> <p>繰延税金資産の主な発生原因は、敷金及び保証金である。</p> <p>6. 金融商品に関する注記</p> <p>(イ) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>金融商品に対する取り組み方針として、余剰資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い預金としている。また、デリバティブ取引は行っていない。</p> <p>未払金及び預り金は、全て1年内の支払期日である。</p> <p>(イ) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、「現金及び預金」「未払金」「預り金」については、現金であること及び短期間で決済され、時価は帳簿価格に近似することから注記を省略している。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">103,926</td> <td style="text-align: right;">103,723</td> <td style="text-align: right;">△202</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">250,777</td> <td style="text-align: right;">250,420</td> <td style="text-align: right;">△357</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算出方法</p> <p>① 敷金及び保証金 敷金及び保証金を、国債の利回りの利率で割り引いた現在価値によっている。</p> <p>② 借入金 元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっている。</p> <p>7. その他の注記</p> <p>貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の作成にあたり、金額は千円未満を切り捨てて表示している。</p>	監査業務収入	1,624,772 千円	非監査業務収入	98,590 千円		貸借対照表計上額	時価	差額	敷金及び保証金	103,926	103,723	△202	借入金	250,777	250,420	△357
監査業務収入	1,084,988 千円																																
非監査業務収入	113,510 千円																																
	貸借対照表計上額	時価	差額																														
敷金及び保証金	94,955	94,873	△81																														
借入金	184,711	183,974	△737																														
監査業務収入	1,624,772 千円																																
非監査業務収入	98,590 千円																																
	貸借対照表計上額	時価	差額																														
敷金及び保証金	103,926	103,723	△202																														
借入金	250,777	250,420	△357																														

附属明細書

1. 有形固定資産の明細

前会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物附属設備	-	54,502	-	2,397	52,105	2,397	54,502
	器具備品	9,002	64,656	7,600	17,293	48,765	22,944	71,709
	計	9,002	119,159	7,600	19,690	100,870	25,341	126,211

当会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物附属設備	52,105	-	-	3,656	48,448	6,054	54,502
	器具備品	48,765	10,232	-	22,764	36,232	45,708	81,941
	計	100,870	10,232	-	26,421	84,681	51,762	136,444

2. 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	前会計年度 (2022年1月1日から2022年12月31日)		当会計年度 (2023年1月1日から2023年12月31日)	
人件費				
報酬給与	779,479		1,088,473	
法定福利費	56,392		98,967	
退職給付費用	-		8,515	
福利厚生費	5,051		13,100	
業務委託費	132,308	973,232	174,086	1,383,142
人材開発費				
研修費	7,782		18,102	
採用費	19,881	27,664	17,768	35,871
IT及び通信費				
通信費	28,522		48,459	
外注費	13,405		24,002	
減価償却費	8,420	50,347	12,313	84,774
設備関連費用				
地代家賃	63,671		99,942	
水道光熱費	1,483		1,678	
消耗品費	3,185		1,053	
減価償却費	11,270	79,611	15,279	117,954
その他の費用				
支払報酬	25,129		30,106	
旅費交通費	8,402		15,229	
諸会費	4,716		9,009	
その他	20,406	58,653	31,644	85,990
合計		1,189,509		1,707,733

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

E S ネクスト有限責任監査法人

理事長 パートナー 鈴木 真一郎 殿

監査法人 T S K

東京都中央区

代表社員

業務執行社員

上原 武 

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、E S ネクスト有限責任監査法人の2023年1月1日から2023年12月31日までの第4期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、E S ネクスト有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、理事長パートナーに対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

E Sネクスト有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上